

# 幼稚園の利用における 給付認定手続きのご案内

(私学助成を受ける園)



2019年(令和元年)10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用にあたり、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子は、幼稚園(私学助成を受ける幼稚園)の利用における手続き等のご案内となりますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

なお、藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆			
1 幼児教育・保育の無償化について		3 認定申請の手続きについて	
(1) 対象者 .....	P.1	(1) 認定申請の区分 .....	P.3
(2) 対象経費 .....	P.2	(2) 保育の必要性の認定 .....	P.3
2 手続きの流れについて .....	P.2	(3) 申請に必要な書類 .....	P.4

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 対象者

幼稚園に通う次のお子さんが対象です。

クラス	生年月日	無償化の対象要件	
		教育課程の利用	預かり保育の利用
5歳児(年長)	2015年(平成27年)4月2日 ～ 2016年(平成28年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
4歳児(年中)	2016年(平成28年)4月2日 ～ 2017年(平成29年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
3歳児(年少)	2017年(平成29年)4月2日 ～ 2018年(平成30年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
満3歳児*2	2018年(平成30年)4月2日 ～ 2019年(平成31年)4月1日	満3歳になった日以降が対象	保育の必要性があると市が認める <u>住民税非課税世帯</u> の児童

\*1 保育の必要性があると市が認める場合については、「3-(2) 保育の必要性の認定」(3ページ)をご確認ください。

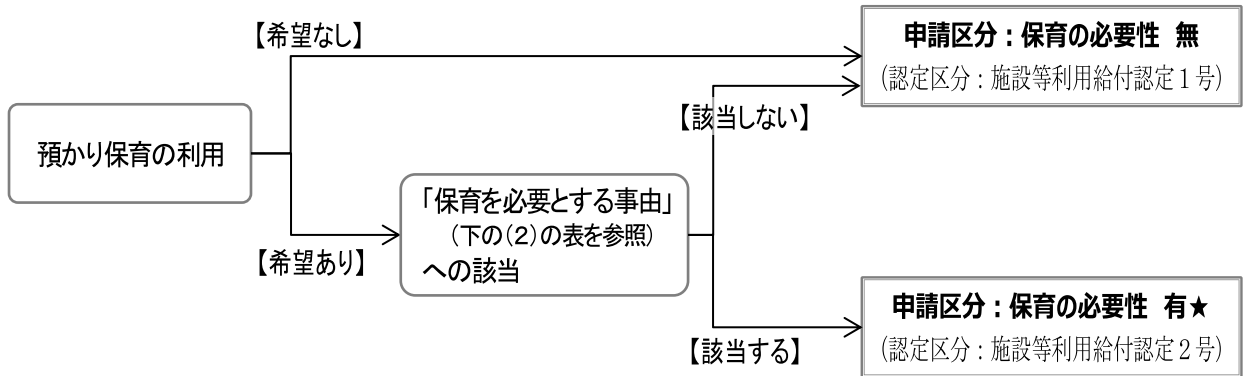
\*2 満3歳児の利用については、園によって受入状況等が異なりますので、直接園にご確認ください。



### 3 認定申請について

#### (1) 認定申請の区分 ～あなたに必要な認定は？～

預かり保育の利用希望等により、申請する認定区分が異なります。申請書の記入にあたっては、次のフローチャートに沿って、「保育の必要性の有無」を確認の上、申請してください。



★ 申請後の審査の結果、保育の必要性が認められない場合には、「保育の必要性無」と同じ認定区分となりますので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労により、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)
⑧ 就学	大学・専門学校・職業訓練校等(通信制・定時制は含まない。)に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中	すでに園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

### (3) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、利用する幼稚園に提出してください。

なお、提出した書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管するようにしてください。

- 給付認定申請書（申請区分が「保育の必要性 **無**」の場合：**表面のみ**記入）  
 （申請区分が「保育の必要性 **有**」の場合：**両面**に記入）

【2020年(令和2年)1月1日から申請日までの間に市外に住民票があった場合】

- 個人番号確認票 [A]  
 世帯全員分の個人番号が確認できる書類

【申請区分が「保育の必要性 有」の場合】

- 保育を必要とすることを証明する書類\*  
 \* 保護者の状況に応じて次の書類を提出してください。  
 \* [A]～[E]は市の所定用紙の番号です。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
①就労 【会社勤めの方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 [B]	・市の所定用紙[B]に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業中や内定のある方も必要です。
①就労 【自営業等の方】	<input type="checkbox"/> 就労状況申告書 [C] <input type="checkbox"/> 自営を証明する書類又は 収入を証明する書類等	・市の所定用紙[C]に必要事項を記入してください。 ・自営又は収入を証明する書類とは、次の書類です。 〈自営〉営業許可証、開業届のコピー等 〈収入〉確定申告書や源泉徴収等
②妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー	・表紙と出産予定日が確認できるページを提出してください。
③保護者の疾病	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 [D]	・市の所定用紙[D]に医療機関で証明を受けてください。
④保護者の障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等のコピー	—
⑤親族等の介護 又は看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)状況申告書 [E] <input type="checkbox"/> 介護等の必要性がわかる 書類	・市の所定用紙[E]に必要事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書 等を提出してください。
⑥災害復旧に従事	(特になし)	—
⑦求職活動	(特になし)	・認定後2ヵ月以内に①に該当する就労に就き、証明 する書類を提出してください。
⑧就学	<input type="checkbox"/> 学生証等のコピー <input type="checkbox"/> カリキュラム表等	・学生証等は在籍証明書でもかまいません。 ・カリキュラム表等は、日中保育ができない期間・日数 が確認できる書類を提出してください。
⑨対象園児のきょう だいの育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書 [B]	・市の所定用紙[B]に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※ [D]・[E]の所定用紙については、市ホームページからダウンロードしていただくか、藤沢市保育課 (TEL0466-50-3526) までご連絡ください。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > 健康・福祉・子育て > 子育て  
 > 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

[http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho\\_mushouka.html](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html)

【無償化に関するお問合せ】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 (TEL : 0466-50-3526 / E-mail : fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp)

